

修繕・改修施行基準

第1章 総則

(適用範囲)

第1 この基準は、島根県建築物等保全規程（平成17年12月26日訓営第702号）第9条の規定に基づき、修繕及び改修の施行に適用する。

(留意事項)

第2 この基準に基づく修繕及び改修の施行は、次の点に留意して行う。

- (1) 関係する法令等を遵守すること。
- (2) 別に定める「保全計画基準」に基づき作成した保全計画により施行するとともに、建築物等の長寿命化を図るよう適切に行うこと。
- (3) 施設の機能並びに利用者の安全性、利便性及び快適性を確保するよう努めること。
- (4) 修繕においては、対象部分を十分調査し、破損、故障等の原因究明及び再発防止に努めるとともに、維持管理費を考慮して、修繕の規模、範囲等を決定すること。
- (5) 改修においては、当該建築物等を十分調査し、改修の目的を明確にした上で、用途、使用年数、維持管理費等に考慮して、改修における性能目標、規模、範囲、程度等を決定すること。

第2章 事務処理

(事務処理)

第3 修繕及び改修の事務処理及び手続は、島根県営繕工事等事務処理要領（平成元年4月1日土木部長通知）を準用する。ただし、小規模なものは、これによらないことができる。

第3章 仕様

(修繕の仕様)

第4 修繕の仕様は、原状に回復するための仕様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 生産中止又は法令等により使用できなくなった材料の場合
- (2) 工法及び専用工具等が使用されなくなった場合

(改修の仕様)

第5 改修の仕様は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書」（以下「標準仕様書」という。）による。ただし、標準仕様書によることが困難な事項については、改修を施行する財産部局長が、仕様を定める。

第4章 積算

(積算の基本事項)

第6 積算は、内容、工程上の制約条件等に応じて、適切に行う。

(積算基準)

第7 積算は、島根県営繕工事積算基準（平成17年12月26日営繕課長通知）（以下「積算基準」という。）による。

2 「積算基準」によることが適当でないと認められる場合は、見積りによる。

附 則

この基準は、平成18年2月1日から施行する。